(ウ)　北緯二五度一三分一五秒　東経一三二度三〇分五二秒
(エ)　北緯二四度〇〇分一六秒　東経一三二度五九分五二秒
(オ)　北緯二四度〇〇分一五秒　東経一三一度二二分三八秒
(カ)　北緯二四度〇七分三三秒　東経一三一度一〇分二五秒

実施艦等　自衛艦十三隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○防衛省告示第三十五号**

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成三十年二月十九日　防衛大臣　小野寺五典

日時　平成三十年三月四日（予備、同月五日）の〇六〇〇から一八〇〇まで
区域　沖縄島南東方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(キ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯二五度四一分一五秒　東経一二八度五一分五三秒
(イ)　北緯二五度四八分三七秒　東経一二九度〇二分一九秒
(ウ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一二九度二五分五二秒
(エ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一三〇度一〇分五二秒
(オ)　北緯二五度四三分二四秒　東経一三〇度三五分五二秒
(カ)　北緯二五度四一分一五秒　東経一三〇度四四分五二秒
(キ)　北緯二四度五三分一五秒　東経一三〇度〇三分五二秒

実施艦等　自衛艦十三隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○防衛省告示第三十六号**

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成三十年二月十九日　防衛大臣　小野寺五典

日時　平成三十年三月五日（予備、同月六日及び七日）までの間、毎日〇八〇〇から一七〇〇まで
区域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域
(ア)　北緯三一度四七分一二秒
(イ)　北緯三二度二〇分一二秒
(ウ)　東経一二八度四五分五二秒
(エ)　東経一二九度〇九分五二秒

実施艦等　自衛艦九隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○東北地方整備局告示第二十三号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年二月十九日　東北地方整備局長　津田　修一

一　施行者の名称　青森県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十四年東北地方整備局告示第百五十八号青森都市計画道路事業三・五・四号堤町通り浜田線
三　事業施行期間　自平成二十四年十月十九日至平成三十六年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

**○関東地方整備局告示第三十五号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年二月十九日　関東地方整備局長　泊　宏

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
百三十九号　山梨県南都留郡鳴沢村字藤和田二五九四番一地先から同村字大棟ノ木二五七四番一まで　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

**○関東地方整備局告示第三十六号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成三十年二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年二月十九日　関東地方整備局長　泊　宏

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域　図面縦覧場所
一般国道　百三十九号　山梨県南都留郡鳴沢村字藤和田二五九四番一地先から同村字大棟ノ木二五七四番一まで　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所
二　制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
三　占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
四　占用の制限の開始の期日　平成三十年二月二十日

**○中部地方整備局告示第十五号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年二月十九日　中部地方整備局長　塚原　浩一

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
百五十六号　関市山田字門田七一番四から同市山田字門田七七番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

供用開始の期日　平成三十年二月十九日

**○中国地方整備局告示第九号**

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項及び同条第三項の規定に基づき、平成十五年中国地方整備局告示第九十号の一部を平成三十年二月十三日付けをもって次のように改正したので告示する。

平成三十年二月十九日　中国地方整備局長　川﨑　茂信